

防災・減災活動等に対する助成に関する取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、日本赤十字社（以下「日赤」という。）が掲げる人道的支援の趣旨に則して、佐賀市内において実施される防災及び減災に関する活動に対して助成金を交付し、地域における日赤活動の普及と誰もが安心して暮らせる地域づくり推進を目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この助成金の交付対象は、佐賀市内で活動する次の各号に定める団体とする。

- (1) 校区自治会長会、校区社会福祉協議会等校区単位以上で組織され、第3条に定める事業を実施する団体
- (2) その他、日赤佐賀県支部佐賀市地区長（以下「地区長」という。）が目的達成のために必要と認める団体

(助成対象事業及び対象経費)

第3条 この助成金の交付対象事業は、佐賀市内で実施される次の各号に定める活動等（以下「助成対象事業」という。）とする。

- (1) 防災・減災活動
- (2) 災害対策に関する研修会、講習会等の開催

2 この助成金の交付対象経費は、前項各号の事業を実施するために必要な経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の4分の3以内とし、1万円を限度とする。ただし、日赤佐賀市地区の予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請を行う団体は、助成金交付申請書（様式第1号）および助成対象事業の内容等を記載した事業計画書（様式第2号）に関係書類を添えて、地区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 地区長は、事業内容等を審査し、適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

(実績報告および助成金交付請求)

第7条 助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）および関係書類に助成金交付請求書（様式第5号）を添えて、地区長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第8条 地区長は、次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 助成金の申請に不正があると認められるとき。
- (2) 助成金交付決定の内容、又はこれに附した条件に違反したとき。
- (3) この要綱およびこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(助成金の交付条件)

第9条 助成対象事業の内容を変更する場合は、地区長の承認を受けなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、運営及び助成対象事業に関する収入および支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(広報の義務)

第10条 申請団体は、地域住民に「日赤事業」である旨を明示するなどの広報活動を、積極的に講じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関しての取り扱い上必要な事項は、地区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。